

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138  
県後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013 ☎(522)3023

### 保険料額決定通知書を7月に送付します

被保険者に、令和3年度の保険料額や納付方法について記載した通知書を7月に送付します。  
令和3年度の保険料は令和2年中の所得に基づいて計算されます。  
納付方法は年金から引き落とされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」があります。

### 8月1日(日)から有効の新しい被保険者証を7月に送付します

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で送付します。現在の被保険者証は8月1日(日)以降使えなくなるため、注意してください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証、 限度額適用認定証(限度額証)を更新します

入院時や、高額な外来診療を受けるときに、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証(現役並み所得者の人は『限度額適用認定証])」を提示すると、医療機関の窓口での支払いが限度額までとなり、非課税世帯の人は入院時食事代が減額されます。

現在、7月31日(土)まで有効の限度額証を持ち、8月以降も該当する人は、7月に新しい限度額証を被保険者証に同封します。

対象となる人で、限度額証がない人は被保険者証と本人確認ができるものを持参し、国保年金課で手続きしてください。

☑住民税が世帯全員非課税または住民税課税所得が145万円以上690万円未満の被保険者

交付年月日 令和3年 8月 1日	
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和4年 7月31日
被保険者番号	01234567
住所	大津市宮前町1丁目3番2号
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和48年 4月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
免状取得年月日	平成20年 4月 1日
保険者番号	30232010
保険料率	一部負担割合 1割
1. 住所(〒) (郵便番号)	
氏名	広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担割合	1割
有効期限	令和4年 7月31日

※新しい被保険者証は薄橙色(びわ色)です

### 新しい国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)を郵送します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)の有効期限が7月31日(土)までのため、新しい被保険者証を7月中旬～下旬に簡易書留郵便で加入者に郵送します。配達時に不在の場合は、郵便局より「国民健康保険被保険者証お預かりのお知らせ」がポストに投函されるので、郵便局へ再配達の日時を連絡してください。

受け取った被保険者証は大切に保管し、8月1日(日)から使用してください。

国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138

### 国民年金保険料の 免除・猶予の申請

国民年金保険料の納付が経済的に困難な人を対象に、保険料の免除または猶予の申請を受け付けています。

申請後、日本年金機構による審査を経て、免除または猶予が受けられるかどうかが決まります。

#### 対象期間

令和3年7月分～令和4年6月分

☑年金手帳(年金番号)が分かるもの、またはマイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの

※失業を理由とした申請の場合は、別途必要書類があるため、左記へお問い合わせください。

☑国保年金課または日本年金機構草津年金事務所  
所での申請。

☑他・同世帯以外の人が代理で申請する場合は申請者の委任状が必要です。

・新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置があるため左記へお問い合わせください。

・免除の申請は過去2年(申請月の2年1ヵ月前の月分まで)さかのぼって申請することができます。

#### 国保年金課

☎・☎(582)1120

☎(582)1138

日本年金機構草津年金事務所

☎(567)2220

☎(562)9638